

I. 不審者の侵入

* 発見者は、管理職や他の教職員に連絡

II. 行動体制の判断・指示（校長）

避難を必要としない

避難する必要がある

一般対応体制

* 迅速な判断・対応

III. 緊急対応体制

校内対策本部の設置

本部長：校長

副本部長：教頭

緊急対応担当教員
首席・生指

総務班（渉外・記録）
各学年主任

指導班（誘導・放送）
各学年生徒指導

救護班（救護・搬送）
養護教諭

【A体制】

危険予知

〔事件が発生していない〕

- ① 非常警報ベル
- ② 緊急放送：教頭、生指主事
- ③ 避難誘導：教科担任
- ④ 被害拡大の防止：他全員

【B体制】

事件発生

- ① 110番：校長
- ② 緊急放送：教頭、生指
- ③ 避難誘導：教科担任
- ④ 被害拡大の防止：
緊急対応担当、他全員

IV 負傷者への対応

- ① 救急車の要請：教頭
- ② 状況の把握：教頭、生指
- ③ 保護者への連絡：各学年主任
- ④ 病院へ搬送：養護教諭

その他の留意事項

- 市教育委員会への連絡・・・校長
- 保護者、PTAへの連絡・・・教頭、各学年主任
- 近隣校への対応・・・教頭、首席、生指
- 報道関係への対応・・・校長（窓口一本化）
- 地域教育協議会等への連絡・校長、教頭、事務職員
- 事件概要・指示の記録・・・各学年主任